

「じん肺健康管理実施状況報告」 記入要領

○ 「じん肺健康管理実施状況報告」は、じん肺健康診断の結果ほか、事業所における12月末日現在のじん肺に関する健康管理の実施状況を報告するものです。根拠法令は、じん肺法施行規則第37条です。

じん肺健康診断を3年に1回実施している事業場において、就業時や定期外の健康診断を実施しなかった場合には、じん肺健康診断を実施しなかった年もありますが、その場合でもこの報告書は提出しなければなりません。

- 事業所の規模にかかわらず提出する必要があります。
- 毎年12月末日までの実施状況を翌年2月末日までに所轄の労働基準監督署あて提出します。提出部数は3部、うち1部は事業所控分です。
- 報告様式は、[厚生労働省のホームページ（ここをクリック）](#)から印刷できます。印刷用紙はA4普通紙を用い、印刷に当たっては、「ページサイズ処理」の部分を「実際のサイズ」（バージョンによっては、「ページの拡大/縮小」の部分を「なし」）に設定して印刷してください。その他、ダウンロード時に表示される「印刷時の注意事項」をよくご確認ください。
- 報告書裏面の備考の注意書きもご確認ください。
- 黒のボールペンでご記入ください。

様式第8号(第37条関係)

じん肺健康管理実施状況報告

80308

ページ / 総ページ
□ / □

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者 (12月末日現在)	人
事業場の名称	事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号 ()		
	電話 ()		

- 労働保険番号：事業所の保険番号を確認し、記入します。
- 在籍労働者：12月末日現在の常時使用する労働者数を記入します。社会保険加入者となり、臨時的に雇用している労働者は含みません。
- 事業の種類：日本標準産業分類の中分類を記入します。

対象期間	7:平成 →	元号 □□□	年	健診年月日	7:平成 →	元号 □□□□	年	月	日
定期健康診断 実施機関の名称									
定期健康診断 実施機関の所在地									
粉じん作業従事労働者数（12月末日現在）									
粉じん 作業コード	□□□	粉じん 作業コード	□□□	粉じん 作業コード	□□□	粉じん 作業コード	□□□		
上記作業従 事労働者数	□□□□ ^人	上記作業従 事労働者数	□□□□ ^人	上記作業従 事労働者数	□□□□ ^人	上記作業従 事労働者数	□□□□ ^人		

- 対象期間：この報告書の対象の年を記入します。
- 健診年月日：その年で健康診断を実施した年月日を記入します。複数回に分けて実施した場合は、最終の健康診断の実施年月日を記入します。その年にじん肺健康診断を実施しなかった場合は、記入する必要はありません。
- 定期健康診断実施機関の名称：一般財団法人順天厚生事業団
- 定期健康診断実施機関の所在地：神戸市中央区楠町3丁目3番13号
- 定期健康診断実施機関が複数ある場合は、それぞれについて記入します。
- 粉じん作業従事労働者数：様式の裏面に記載されている一覧表から該当する粉じん作業のコードをすべて記入し、その粉じん作業に常時従事している労働者数をそのコード欄の下欄に記入します。

本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数						計（イ）～（ニ）		
（イ） 就業時健康診断 （法第7条）	（ロ）定期健康診断（法第8条）					（ハ）定期外健康診断（法第9条）		（ニ） 離職時健康診断 （法第9条の2）
	小計	第1号	第2号	第3号	第4号	小計	（ハ）のうち肺がんに関する検査の実施	
□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人	□□□ ^人

- 本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数：
 - （イ）就業時健康診断
その年に就業時健康診断を実施した場合は、受診者数を記入します。
 - （ロ）定期健康診断
小計欄には、じん肺に係る定期健康診断のその年分の受診者数を記入します。また、第1号～第4号の欄には、小計欄に記載した受診者数の内訳を、次の分類により記入します。
 - 第1号：現在粉じん作業に従事している労働者で、所見がない者(管理1)の人数
 - 第2号：現在粉じん作業に従事している労働者で、じん肺管理区分が2又は3である者の人数
 - 第3号：以前、粉じん作業に従事していた労働者で、じん肺管理区分が2である者の人数

第4号：以前、粉じん作業に従事していた労働者で、じん肺管理区分が3である者の人数

(ハ) 定期外健康診断

じん肺法第9条に基づいて、その年に臨時にじん肺健康診断を実施した場合は、小計欄にその受診者数を、また、臨時健康診断の一部として、肺がんに関する検査を実施した場合はその実施者数を記入します。

(ニ) 離職時健康診断

その年に、じん肺法第9条の2に基づく離職時の健康診断を実施した場合は、その受診者数を記入します。

「計(イ)～(ニ)」に上記の(イ)～(ニ)の受診者数の合計を記入します。

(*1) 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳 (12月末日現在)														
計 (イ)～(ホ))	(イ) 管理 1	有所見者数小計 (ロ)～(ホ))	(ロ) 管理 2		(ハ) 管理 3 イ	(ニ) 管理 3 ロ		(ホ) 管理 4						
			人	人	人	PR 3 人	PR4(A,B) 人	PR4(C) 人	F(++) 人	その他 人				
人	人	人	□□□□	人	□□□□	人	□□	□□	□□	□□	人			
従来管理1であった労働者で、 本年中に新たに管理2、管理3 又は管理4と決定されたもの の数		□□□□	(*2) 本年中に粉じん作業から他の 作業に転換した労働者の数			計 人	管理2 人	管理3イ 人	管理3ロ 人					
過去に粉じん作業に従事したことのある 労働者で、12月末日現在において、他の作 業に従事しており、かつ、じん肺管理区分 が管理2又は管理3であるものの総数		(*3) じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺法施行規則第1条 各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したものの数												
□□□□	計	人	1号 □□	人	2号 □□	人	3号 □□	人	4号 □□	人	5号 □□	人	6号 □□	人

○ (*1) 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳：現在粉じん作業に従事している労働者と、過去に粉じん作業に従事していたことのある在籍の労働者のじん肺管理区分別の内訳を記入します。様式裏面の(*1)欄をご参照ください。

- ・ じん肺の所見がないと診断された労働者の人数は、「(イ)管理1」の欄に記入します。
- ・ じん肺健康診断の結果、「所見がある」と診断された者については、じん肺法第12条に基づきエックス線写真等を労働局長に提出し、じん肺管理区分決定を受けなければなりません。
- ・ じん肺の所見がある労働者の内訳を(ロ)～(ホ)に記入して下さい。ロ～ホのいずれに該当するかは、労働局長からの「じん肺管理区分決定通知書」により判断できます。(ロ)から(ホ)の合計を「有所見者数小計」の欄に記入します。その数と(イ)の合計を計欄に記入します。

○ 従来管理1であった労働者で、本年中に新たに管理2、管理3又は管理4と決定された者の数：その年にじん肺管理区分決定が行われ、従来所見がなかった者(管理1の者)が、管理2～管理4になった場合に、その者の人数を記入します。

○ (*2) 本年中に粉じん作業から他の作業へ転換した労働者の数：計の欄には、所見

のない者(管理1の者)も含めて本年中に作業転換した者の人数を記入し、その内訳として、管理2～管理3に該当する者の人数を記入します。

○ 過去に粉じん作業に従事させていたことのある労働者で、12月末日現在において、他の作業に従事しており、じん肺管理区分が管理2又は管理3である者の総数：該当者の総数を記入します。

○ (*3) じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始した者の数：じん肺管理区分決定を受け、その年に次に掲げる合併症に罹患しているとされた者の人数を合併症の内訳ごとに記入します。その年内に治癒した者も含めます。

合併症は、「じん肺管理区分決定通知書」により判断して下さい。なお、1号～6号の合併症名は次のとおりです。

- 1号：肺結核
- 2号：結核性胸膜炎
- 3号：続発性気管支炎
- 4号：続発性気管支拡張症
- 5号：続発性気胸
- 6号：原発性肺がん

産業 医 等	氏名 ㊟ 所属医療機関の 名称及び所在地
--------------	---

○ 産業医等：在籍労働者数が50人以上の場合は、事業場が選任している産業医の氏名、所属医療機関名及びその所在地を記入し、その産業医の確認印をもらいます。在籍労働者数が49人以下で産業医を選任していない場合は、記入する必要はありません。

年 月 日	事業者職氏名	
労働基準監督署長経由	_____	㊟
労働局長殿	_____	(受 付 印)

○ 代表者の職氏名と代表者印を忘れないようにしてください。

一般財団法人 順天厚生事業団
担当：業務課 (078-341-7114)